

## ■農地法第3条に基づく権利移動

### 1. 買い手（借り手）の条件

農地に関する権利を取得するには、権利取得後の経営面積が30a以上であることが必要です。

※天童市全域において農地法3条第2項第5号の規定による別段の面積（農地の権利取得に係る下限面積）を30aに設定。

### 2. 申請手続き及び添付書類

売り手（貸し手）・買い手（借り手）双方の印鑑をお持ちください。  
代理者の方は、委任状が必要です。

#### <必要書類>

##### ◎申請書

（農業委員会窓口にあります） …… 3部

##### ◎登記全部事項証明書

（登記簿謄本、法務局で発行） …… 1部

##### ◎賃貸借権の設定→賃貸借契約書 …… 3部

##### ◎賃貸借権の移転→賃貸借移転契約書 …… 3部

##### ◎使用貸借権の設定→使用貸借契約書 …… 3部

##### ◎戸籍附票抄本 …… 1部（売り手・貸し手の住所が登記全部事項証明書（登記簿謄本）記載の住所と違う場合のみ）

- ・買い手（借り手）が市外居住者の場合は、通作可能な距離であることが必要です。（隣接市町村は可能です）
- ・市外居住者の場合、上記書類に加え住民票謄本・耕作証明書・通作行程図を添付してください。（住宅地図の写しで可）

### 3. 申請から許可までの毎月の流れ

<随時>申請書に記入後、農業委員会事務局の窓口へ提出

↓

<25日>許可申請書の受付締切（土日祝祭日の場合は翌日が締切）

↓

<次月の13日>総会（土日祝祭日の場合は翌日が総会）

↓

<総会翌日以降>許可のお知らせの通知後、窓口で許可指令書を交付  
※標準処理期間は20日

4. 申請書受理時には「申請書受付のお知らせ」をお渡しします。